

宮崎中央公園さくらまつり出店者規約

1 「宮崎中央公園さくらまつり」の中止について

- ① 不測の事態が生じた場合は主催者（指定管理者）、宮崎市公園緑地課、さくらまつり連絡協議会の協議により「宮崎中央公園さくらまつり」の全部または一部の開催を中止、一時中止、再開できるものとする。

（協議対象となる事態の事例）

- ・ 気象状況の悪化（台風上陸・暴風・暴雨・雷などの警報・注意報発令）
- ・ 地震や火災の発生
- ・ 食中毒やその他伝染病などの集団発生（関係機関の指導があった場合）
- ・ 危険物の発見・爆破予告の発生
- ・ 主催者、宮崎市公園緑地、さくらまつり実行委員会が危険または実施不可能と判断する事態が発生した場合

- ② 「宮崎中央公園さくらまつり」中止、一時中断、再開の決定時期は次に掲げる通りと
おり。

- ・ 14日前の社会情勢を加味した判断
- ・ 7日前の社会情勢を加味した判断
- ・ イベント前日までの状況判断
- ・ イベント当日の朝8時までの状況判断
- ・ イベント準備中並びに開催中は適宜状況により判断

2 出店場所の割り当て

- ① 出店場所は主催者が定める区画の配置、形状に基づき決定する。出店者はその結果に従うものとする。
- ② 出店者は主催者が定めた区画を第三者に譲渡、交換、貸与することはできない。
- ③ 主催者は出店申し込みキャンセルがあった場合、出店区画を変更することができる。

3 販売に関する規約

- ① 申込用紙に記載された法人・個人・団体及び商品・サービスなどが出店対象となり
ます。
- ② 出店者は申込用紙に記載された法人・個人・団体及び商品・サービスなどの内容に
変更が生じた場合速やかに書面にて主催者へ連絡し、許可を得てください。
- ③ 商品、資材の搬入・搬出及び販売内容、販売方法は「出店者規則」を順守して下
さい。
- ④ 出店者は通路など定められた区画以外での商品販売、宣伝行為は行わないで下
さい。
- ⑤ 来園者、他の出店者の迷惑となる行為を行わないで下さい。
- ⑥ 出店者は会場に適用される全ての防火及び安全法規、行政指導を順守して下
さい。

- ⑦出店者と来園者間における金銭の授受を伴う物品やサービスの提供に関して主催者は一切の責任を負いません。
- ⑧酒類の販売は許可しません。無許可での販売・提供を行い事件・事故が発生した場合主催者は一切の責任を負いません。
- ⑨販売終了後は、原状復帰、周辺の清掃をしてください。

4 個人情報の取り扱いについて

- ①出店者は販売等を通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を順守し、情報主体から「同意」を得てください。
- ②出店者は販売等と通じて取得した「個人情報」の情報主体から開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を順守した適切な対応を取って下さい。
- ③「個人情報」の取り扱いについて、情報主体又は情報主体と主張する者の間で紛争などが生じた場合、主催者は一切の責任を負いません。

5 損害責任

- ①主催者はいかなる理由においても、出店者及びその雇用者、関係者が販売区画及び関連ホームページを使用することによって生じた人及び物品に関する傷害・損害などに対し一切の責任を負いません。
- ②出店者はその雇用者、関係者の故意、不注意の如何を問わず、会場内及びその周辺の公園施設に対するすべての侵害について、ただちに賠償するものとする。
- ③出店者は商品およびサービスにおいて利用者とトラブルが起きた場合、万一、主催者にトラブルに関して損害が生じた場合は、ただちに補填するものとする。
- ④主催者は天災、疫病、その他不可抗力の原因による会期の変更、開催の中止によって生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。
- ⑤主催者は自然災害、交通機関の遅延、社会不安等によって生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。

6 規約の更新

- ①主催者は本規約を随時変更することができるものとする。本契約を変更した場合、すべての規約事項は変更後の規約に準ずるものとする。